

第二種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり増額することを願い出ます。
つきましては、返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関しても、
確認書並びに返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入のうえ学校に提出してください。※1～7については記入要領を確認しながら記入してください。

奨 学 生 番 号				学籍番号	提出日※1 西暦 20 年 月 日			
8		0			生年月日 西暦 年 月 日 (満 歳)			
学校名				学年 年	フリガナ	印		
学部・学科 (課程・研究科)					氏 名 (自署)※2			

※本人氏名の押印欄は、「変更後の借用金額」を訂正する場合のみ必要です。

変更後の借用金額 (予定・総額) ※3										円
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※本願出に記載された変更後の借用金額が予定する借用金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額として取扱います。

■ 月額変更 (「■第二種奨学金の貸与月額」を参照して記入してください。)

希 望 す る 増 額 始 期 ※4	西暦 2 0 年 月 日	「希望する増額始期」については、 本願出の提出日の属する月以降を記入してください。	
従 前 の 奨 学 金 月 額	円	希 望 す る 奨 学 金 月 額 ※5	円
変 更 す る 理 由			

・第一種奨学金の貸与を受けている場合は、借り過ぎにご注意ください。

■ 保証制度 ※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

※6 ※印鑑登録証明書を添付	連帯保証人 機構届出の	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等に したがって債務履行の責を負います。
	住所 〒	電話番号
	(自署) 氏 名	生年月日 年 月 日
	保証人 機構届出の	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、本人が返還すべき返還未済額の2分の1を保証し、関係法令及び返還誓約書等 にしたがって債務履行の責を負います。
	住所 〒	電話番号
	(自署) 氏 名	生年月日 年 月 日
□ 機関保証 今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差 し引いて同協会に支払うこととさせていただきます。		

・機構届出の連帯保証人又は保証人が(債務整理(破産等)中の場合は提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を併せて提出してください。

■親権者又は未成年後見人 (本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

(親権者又は 未成年後見人) 住所・氏名(自署) ※7	〒	(親権者) 住所・氏名 (自署)	〒
	(Tel:)		(Tel:)

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場
合は、必ず二名とも記入してください。いずれか一方いない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がある場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から
変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

●学校記入欄(必須)

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方とってください。

返還誓約書機構 提出 ☒ を記入)	☐ 提出済
--	------------------------------

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
- -		
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報
(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な
情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ 第二種奨学金の貸与月額

(大学院以外)

貸与月額	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円	110,000円
	120,000円				

私立大学の医・歯学課程及び薬学・獣医学課程の場合は、下記貸与月額への変更も可能

私立大学増額貸与 医・歯学課程	160,000円	貸与月額最高額（120,000円）＋増額（40,000円）
私立大学増額貸与 薬学・獣医学課程	140,000円	貸与月額最高額（120,000円）＋増額（20,000円）

(大学院)

貸与月額	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円
------	---------	---------	----------	----------	----------

法科大学院の場合は、下記貸与月額への変更も可能

法科大学院 増額貸与	190,000円	貸与月額最高額（150,000円）＋増額（40,000円）
	220,000円	貸与月額最高額（150,000円）＋増額（70,000円）